

令和3年 滑川町農業委員会 第8回総会 議事録

| | | | | | |
|--|-----------------------|------|-------|-------|----|
| 召集月日 | 令和3年8月18日(水) | | | | |
| 開 会 | 令和3年8月25日(水) 午前9時25分 | | | | |
| 閉 会 | 令和3年8月25日(水) 午前10時10分 | | | | |
| 議 長 | 北堀高茂 | 代理議長 | | 仮議長 | |
| 各 委 員 出 席 状 況 | | | | | |
| 農 業 委 員 (14名中 14名出席、 0名欠席) | | | | | |
| 1 | 神田徳子 | 出席 | 8 | 西澤 泉 | 出席 |
| 2 | 吉田 昇 | 出席 | 9 | 赤沼 裕 | 出席 |
| 3 | 齋藤哲男 | 出席 | 10 | 金子修治 | 出席 |
| 4 | 北堀 高茂 | 出席 | 11 | 杉田京子 | 出席 |
| 5 | 高柳幸夫 | 出席 | 12 | 宮島正重 | 出席 |
| 6 | 田幡只夫 | 出席 | 13 | 金井 茂 | 出席 |
| 7 | 贅田基司 | 出席 | 14 | 井上 富子 | 出席 |
| 農地利用最適化推進委員 (9名中 8名出席、 1名欠席) | | | | | |
| 下福田 | 小林幸夫 | 出席 | 伊古 | 能見義夫 | 出席 |
| 上福田 | 堀口幸男 | 出席 | 中尾・水房 | 石川光男 | 出席 |
| 山 田 | 贅田昭雄 | 欠席 | 羽尾1 | 大塚幹雄 | 出席 |
| 土 塩 | 杉田美信 | 出席 | 羽尾2 | 須澤郁夫 | 出席 |
| 和泉・菅田 | 紫藤清司 | 出席 | | | |
| 参 与 者 | | | 書 記 | 鯨井丈晴 | |
| 議長は、出席委員が定数に達したので開会を宣言し、日程第1により 会議録署名委員及び会議書記を指名した。 | | | | | |
| 会議録署名委員 | 12番 | 宮島正重 | 13番 | 金井 茂 | |

第 8 回 総 会 審 議 議 案

| | | |
|-------|----------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 議案第 44 号 | 農地法第 3 条（委員会）について |
| 日程第 3 | 議案第 45 号 | 農地法第 5 条（知事）について |
| 日程第 4 | 議案第 46 号 | 農地法第 3 条の 3（相続等による権利移動）について |

顛 末

○開 会

事務局長 皆さん、おはようございます。定刻少し前ですが、皆さんお揃いですので、只今から、令和3年第8回の農業委員会総会を始めさせて頂きたいと思っておりますので宜しくお願い致します。欠席者の報告ですが、農業委員さんの方はございません。農地利用最適化推進委員さんですが、山田地区の贄田推進委員さんから欠席届が提出されておりますのでご報告をさせて頂きます。最初に北堀会長よりご挨拶を賜りたいと思っておりますので、北堀会長、宜しくお願い致します。

会 長 委員の皆さん、おはようございます。第8回の農業委員会総会にお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。田んぼの方を見ると、いくらか色付き始め、今朝、直売所に行きましたら、栗が山のように出荷されておりました。もう秋の味覚のシーズンかなと思いました。また、今年の米の収穫ですが、去年は、だいぶ米の価格が安かったのですが、今年も、今日の午後から、埼玉中央の営農委員会の方で、米の価格が決まるようですが、おそらく昨年より下がるのではないかなと思っております。というのも、昨年度は新潟に次ぐ2番目の米どころの北海道で収穫量がそっくり余ったそうです。このコロナの影響で、おそらくこれまで訪れていた何千万という外国人が減少する事で、米の消費量も減少しており、また緊急事態宣言などによって、外食する人が減る事で外食産業への出荷量が減るなど、全体の米の消費量が減少してしまう事が、米の価格が下がることに繋がるのではないかなと思っております。その反面、今年は災害等色々ありましたので、野菜の価格がこれからだいぶ上がるような気がします。特にジャガイモなども、北海道の方では不作だと聞きました。これから秋に向けて、米の価格は下がりますが、野菜の価格は上がってくるのではないかなと思っております。ただ、あまり価格が高くなると、消費にも影響するので、出来れば、安い方がいいかなとも感じております。また、新型コロナウイルスの感染状況が日々拡大しております。ワ

クチン接種が、だいぶ進んできたので、だんだん収まってくるのかと思っていましたが、逆に増えており、一日に2万人以上も感染者が出ているような、先の見えない状況となっております。我々も、できるだけ人の集まる所は避けていかなければと感じるところです。滑川町の感染者も8月16日に100人を超えて101人、昨日インターネットで確認しましたら、現在は117人と、滑川町もいくらか感染拡大に勢いが出てきているのかなと思います。ニュースによると埼玉県では、病院の方の空きが4%ということですから、25人に1人ぐらいしか、もし感染しても入院ができず、自宅待機を余儀なくされるということになります。東京の病院では、約9%で10人に1人ぐらいという事ですので、おそらく今かかってしまうと、中々、入院も出来ないような状態になってしまうと思いますので、できる限り、皆さんも、かからないような工夫をして、日常生活ができればいいかなと思います。本日、提案された議案ですが、慎重審議をお願いして、会長の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。それでは総会を始めさせて頂きたいと思えます。滑川町農業委員会会議規則第4条で「会長は、会議の議長となり議事を整理する」とございます。北堀会長に議長をお願いして進めたいと存じますので、宜しくお願い致します。

議長 はい。滑川町農業委員会規則によりまして、議長を務めさせて頂きます。ただ今の出席委員は、14名中14名であります。滑川町農業委員会規則第6条の規定による定足数に達しております。令和3年滑川町農業委員会第8回総会は成立を致しました。これより開会致します。なお、本日の総会に農業委員会等に関する法律第29条第1項の規定により農地利用最適化推進委員の出席を求めています。本日の出席の農地利用最適化推進委員は、9名中8名でございます。質疑がある場合は、挙手、許可を得て、農業委員は議席番号、氏名を名乗ってから、農地利用最適化推進委員は担当地区、氏名を名乗ってから発言をお願いします。

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。滑川町農業委員会規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させて頂くことにご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 それでは、本日の議事録署名委員は、議席番号12番の宮島委員さん、議席番号13番の金井委員さんをお願い致します。なお、会議書記は事務局の鯨井主任をお願い致します。以上で日程第1を終わります。

○議案審議

議 長 日程第2、議案第44号「農地法第3条について」を、議題と致します。それでは事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい。事務局より、議案第44号「農地法第3条(委員会)について」のご説明を致します。今月の申請件数は1件、1,280㎡になります。それでは番号1の説明させて頂きますので、議案書の1頁、図面は議案第44号資料1と記載されているものをご用意下さい。それではご説明致します。番号1、申請地は、比企郡滑川町大字○○○字○○○×××番、田、農振農用地、1,280㎡になります。譲渡人は共有名義の土地であるため2名おまして、一人目は、比企郡滑川町大字○○○×××番地×××、□□□様。二人目は、熊谷市○○○×××番地○○○×××、□□□様になります。譲受人は、比企郡滑川町大字○○○×××番地、□□□様になります。申請者の町内の経営規模については、議案書記載のとおりです。申請理由ですが、営農規模拡大のため、現在管理している農地について、売買によって所有権の取得をしたいというものになります。農地法第3条に関しては、農業委員会で許可をすることになりますが、審査基準としまして同法3条2項に該当した場合、法的に許可をしてはならないことになります。それは、経営状況調査等をもとに判断する事になります。ご審議のほど宜しくお願いいたします。

て行くことが可能です。こうした理由から、農地法に基づき、農地取得の許可を頂きたく、申請致しました。この様な内容でございます。申請者の□□□さんは、現在、水稻を中心に約2ha程の農地で耕作をしています。その他に耕作状況の悪い、非耕作地もございましたが、除草等の管理はされておりました。農作業については、奥さんと息子さんが現状で手伝いをしている状況でございます。それから、農器具については、トラクター1台、耕耘機3台、田植え機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有しています。申請地は□□□さんの自宅から×××m程の近い所にあります。以前から10年程、耕作管理を手伝っていて今後も農業を続けて行くとの意向であります。従いまして、本案件につきましては、特に問題は無いものと考えられます。以上で報告を終わります。ご審議のほど、宜しくお願い致します。

議長 はい。ありがとうございました。他に。

推進委員 はい。○○○区担当の×××です。先程、担当委員さんから詳しく説明がありましたが、□□□さんは、まだやる気があるという事なので、特に問題は無いと思われまます。ご審議の程、宜しくお願い致します。以上です。

議長 はい。ありがとうございました。ただいま、班長さん、担当委員さん、および担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきましてご意見、ご質問がありましたら挙手をお願いいたします。それでは無いようですので、申請の通り番号1について許可する事に賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので番号1については、申請の通り許可と決定致しました。以上で、番号1を終わります。日程第1、議案第44号は以上になります。

議長 日程第3、議案第45号「農地法第5条について」を議題と致します。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、事務局より議案第 45 号「農地法第 5 条(知事)について」をご説明致します。今月の申請件数は 4 件、2,379.12 m²の転用申請が審査対象となっております。番号 1 から、説明、朗読させて頂きます。議案書は 2 頁、図面は議案第 45 号資料 1-①から②と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 1、申請地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域内の農地、55 m²。同じく〇〇〇×××番、畑、農振地域内の農地、1,266 m²、合計 2 筆、1,321 m²になります。農地の区分は 2 筆とも、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は、比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。申請事由ですが、25 年間の使用貸借権を設定し、太陽光発電施設を建設する為、転用したいというものです。なお、こちらの案件は先月保留として扱ったものになります。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議長 はい、ありがとうございます。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

5 番 はい、1 班の班長、5 番、高柳です。8 月 21 日、土曜日、午前 8 時より、農業委員 4 名、推進委員 3 名の計 7 名で現地調査を行い、境界杭等を確認しました。只今、事務局さんから説明があった通り、この案件は前回保留とさせて頂いたものですが、原状復帰されており、現地確認ができる状態になっておりました。担当ですので引き続き、詳細を説明します。この申請は、〇〇〇字〇〇〇×××番と×××番×××の合計 1,321 m²を申請者の□□□さんが、父親から 25 年の使用貸借権を設定して、太陽光発電設備を建設する為に、転用したいというものです。申請地ですが、〇〇〇から、〇〇〇を〇〇〇して、〇〇〇の信号を更に〇〇〇し、〇〇〇の信号から、側道に入り、〇〇〇から、×××m くらい行き、〇〇〇して×××m くらいの所が申請地です。理由書があり

ますので読み上げます。所有者である父親は、体力的に耕作に通うことが難しく、自分自身は職員として勤めている事、休日くらいしか時間がなく、耕作できる状況では無い為、現在は休耕状態であり、土地の維持管理にも費用がかかるので、有効利用として、再生エネルギーの普及にもつながる太陽光発電の設置を考え、その収入を管理に充てようと考えました。選定理由として、条件となる日当たりの良さ、資材搬入が容易であること、電柱が近いこと、管理しやすい距離であること、周囲への影響が少ないことがあげられ、〇〇〇×××番×××の畑、837 m²や〇〇〇×××番×××の宅地、882.90 m²でも検討しましたが、調査の結果、季節によって日射量の低下が予想されたため、この場所を選定しました。それから、雨水については、敷地内自然浸透処理だいという事です。それから、防災計画は、早朝、夜間の工事はせず、期間中は交通の妨げにならないよう注意すると共に、関係者以外の立ち入りは出来ないように養生致します。工事後はフェンスにて隔離し、盗難や災害については保険対応にて担保します。周辺農地の営農条件への被害防除対策としては整地転圧後、杭打ち架台によるパネル設置の為、日照、通風、排水等で周囲への影響はほぼないものと予想されるが、万が一、問題が生じた場合は、自己責任で解決致します。という事です。申請地ですが、東側が申請者の宅地、西側が所有者の所有地、南側隣地は畑、北側は民家となっており、隣接の耕作者3名と、地区区長の同意書が添付されております。土地利用計画ではモジュール252枚、パワーコンディショナー9台、集電箱1台、出力44.55kw、切土、盛土は特になし。整地のみで実施するそうです。給排水はなし、雨水については敷地内自然浸透処理。申請地については東勾配なので、東側の下に幅300mm、深さ200mm、長さ25mの素掘側溝で雨水処理をします。工事後は周囲130mをメッシュフェンスで囲い、周囲とは隔離します。工事見積書、資金計画書、農振地域の白地である証明書、再生エネルギー電気に関する売買契約書等が添付されております。以上になりますが、申請地は傾斜地で農地利用には適してな

い部分もあるため、本申請による転用はやむを得ないと思います。
ご審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区の×××です。8月21日に現地調査をしました。現地調査の結果、境等を確認でき、特に問題はないと思います。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、他には。只今、班長さん、担当委員さん、担当地区の推進委員さんから詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら、挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようので申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。
(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第45号番号1については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で番号1を終わります。

議 長 続いて、番号2の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい、続きまして、事務局より番号2の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく2頁、図面は議案第45号資料2-①と②と記載されているものと、本日、机の上に追加という形で配布させていただきます。2-③から⑤の資料をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号2、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、691㎡です。農地の区分は駅から500m以内にある農地で住宅化が見込まれる区域であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。譲受人は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番地×××、(法人名)□□□、理事、□□□様です。申請事由ですが、永年の使用貸借権を設定し、保育所敷地を拡張し施設増築を行う為に転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調

査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい。4班班長、13番の金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を8月21日土曜日の午前8時30分より、農業委員5名、農地最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。詳細につきましては、担当の田幡委員さんより報告をお願いしたいと思います。

6 番 はい、担当の4班、6番の田幡でございます。金井班長の報告の通り、21日、午前8時30分より現地調査を行いました。場所は事務局からの説明の通り、大字〇〇〇字〇〇〇で〇〇〇から、東に約×××m行った所の、農振地域外の農地で、691 m²の現在は梨畑でございます。□□□が運営する保育施設、〇〇〇というのがございますが、その〇〇〇の定員増に伴う施設増築による農地転用申請となります。建築面積は144.09 m²で、学童保育室と講堂を増築する計画になっております。現地は南側、西側が公道になっており、北側、東側が既存施設に囲まれた土地であり、都市計画法の開発行為を伴う農転であり、特に問題はないと思われま。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。私も現地調査に同行させて頂きましたので報告させて頂きます。申請地につきましては、現在、〇〇〇に隣接した西側の農地で、〇〇〇を拡張して利用するには、面積も適当であり、最適な場所になると思えます。また、周辺の農地への影響は、現在無いと考えられます。本申請に関する意見は以上になります。宜しくお願い致します。

議 長 はい、どうもありがとうございます。他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんから、詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 45 号番号 2 については許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で番号 2 を終わります。

議 長 続いて番号 3 の説明を事務局よりお願い致します。

事務局 はい。続きまして、事務局より番号 3 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 45 号資料 3-①から②と記載されているものをお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 3、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇字〇〇〇××番×××、畑、農振地域外の農地、59 m²です。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投資を行っていない小集団農地であるため、2 種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は鹿児島県〇〇〇郡〇〇〇××番地×××、□□□様です。譲受人は比企郡滑川町大字〇〇〇××番地×××、□□□様、□□□様です。申請事由ですが、贈与により所有権を取得し、現在居住している一般住宅の敷地拡張をするため、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん、及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい、4 班、班長 13 番の金井です。農地法第 5 条の許可申請地の現地調査を 8 月 21 日、土曜日の午前 8 時より、農業委員 5 名、農地最適化推進委員 2 名、計 7 名にて実施しました。担当ですので、続けて報告致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、〇〇〇の信号を直進し、〇〇〇を越えたところの右側になります。申請者は、調査地の南に隣接する住宅に居住する□□□さんです。申請内容としては、対象の土地を譲り受け、物置並びにガレージを設置したいとのことです。申請理由としては、現在、対象地の南側の住宅に住んでいるが、子どもが 3 人おり、成長に伴い荷物を置くスペースが不足してきた事が理由

とのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、南側は住居で東側が道路、北側は〇〇〇、西側は畑で地主の同意は得られて同意書が添付されています。境界の確認もできました。添付書類として、設置予定の倉庫とカーポートのカタログ、資金〇の資金計画書、隣地同意に関する上申書等があります。審議のほど、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございます。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区、推進委員の□□□でございます。申請農地につきましては、自宅に隣接しております、すぐ裏の畑で、現在は作物も作っておりませんでした。その代わり保全管理はしっかりとされておりましたので報告致します。また、この申請者の目的に沿って住宅地として拡張するには、周辺農地との関係もありますが、問題ないと考えられます。この申請に関する意見は以上になります。

議 長 他には。只今、班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見・ご質問等ございましたら挙手をお願い致します。それでは無いようですので、申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願い致します。

(委員全員の挙手あり)

議 長 全員賛成ですので、議案第 45 号番号 3 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付します。以上で番号 3 を終ります。

議 長 続きまして、番号 4 についての説明を事務局よりお願いします。

事務局 はい、事務局より整理番号 4 の説明、朗読をさせていただきます。議案書は同じく 2 頁、図面は議案第 45 号資料 4-①から②をお手元にご用意下さい。それでは説明致します。番号 4、申請地は比企郡滑川町大字〇〇〇×××番×××、畑、農振地域外の農地、300 m²、同じく×××番×××、畑、農振地域外の農地、8.12 m²。合計 2 筆、308.12 m²です。農地の区分は、10ha 未満の農業公共投

資を行なっていない小集団農地であるため、2種農地と判断致します。申請人ですが、譲渡人は東松山市大字〇〇〇×××番地×××、□□□様です。譲受人は富士見市〇〇〇×××番×××号〇〇〇×××、□□□様です。申請事由ですが、売買により所有権を取得し、専用住宅を建築する為、転用したいというものです。ご審議のほど宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。この件につきまして、現地調査報告を班長さん、担当委員さん及び担当地区の推進委員さんよりお願い致します。

13 番 はい、4班、班長13番、金井です。農地法第5条の許可申請地の現地調査を8月21日、土曜日の午前8時より、農業委員5名、農地最適化推進委員2名、計7名にて実施しました。担当ですので続けて報告致します。申請場所につきましては、〇〇〇の信号から南に向かい、次の信号を〇〇〇し、×××m程進んだところを〇〇〇し×××m入った左側になります。申請者は富士見市のアパートにお住まいの□□□さんです。申請内容としては、対象の土地を売買により取得し、専用住宅を建築したいとのことです。申請理由としては、現在アパートに住んでいるが、荷物等も増えて、手狭になって来た為、自己用住宅を計画しており、〇〇〇にも近い等、周辺的环境も良いことが理由とのことです。調査した結果、対象地は休耕中の畑で、東側と南側は譲渡人の畑で、西側は4m道路、北側は畑で地主の同意は得られています。境界の確認も出来ました。添付書類として、土地利用計画としての給排水計画図、工事計画図、資金計画書、隣地同意書等があります。審議の程、宜しくお願い致します。

議 長 はい、ありがとうございました。他に。

推進委員 はい、〇〇〇地区、推進委員、□□□でございます。今回の申請地は、〇〇〇からも近く、農地の集積よりも宅地化が進んでいる所でございます。周辺農地への影響は調査の結果、無いものと考えられます。本申請に関する意見は以上です。

議 長 はい、ありがとうございました。他には。只今、班長さん、担

当委員さん、及び担当地区の推進委員さんより詳細な説明を頂きました。これより質疑に入ります。この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、挙手をお願い致します。それでは無いようですので申請の通り許可相当とすることに賛成の方、挙手をお願いします。

(委員全員の挙手あり)

議長 全員賛成ですので、議案第 45 号番号 4 については、許可相当と決定し、埼玉県知事に意見を送付致します。以上で議案第 45 号番号 4 を終ります。日程第 3、議案第 45 号は以上になります。

議長 日程第 4、議案第 46 号「農地法第 3 条の 3 について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。

事務局 はい、事務局より議案第 46 号「農地法 3 条の 3 (相続等による権利移動) について」をご説明いたします。議案書の 3 頁、議案第 46 号資料と記載されているものをお手元にご用意下さい。今月の届出件数は 1 件、4,877 m²になります。滑川町農業委員会会長専決規程の第 3 条に基づき、専決処分とした案件の報告となりますので、一括して説明させて頂きます。それでは説明、朗読をさせて頂きます。番号 1 ですが、所在地は滑川町大字〇〇〇字〇〇〇×××番×××、田、197 m²外 7 筆、田畑合計 4,877 m²になります。位置については、議案第 46 号資料 1 をご確認ください。届出者ですが滑川町大字〇〇〇×××番地、□□□様です。届出事由は、相続による農地の所有権の取得によるものです。補足として、受理状況は備考のとおりです。報告は以上になります。

議長 はい、ありがとうございました。この件は、会長専決処分の報告となっておりますが、ご意見、ご質問がございましたら挙手をお願いします。宜しいですか。それでは、議案第 46 号の質疑を終了致します。日程第 4 は以上になります。本日の総会に付議された議案はすべて終了致しました。それでは、閉会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

(委員より、異議なしの声あり)

議 長 意義なしと認めます。滑川町農業委員会令和3年第8回総会は、閉会することに決定致しました。ご協力をありがとうございました。大変どうもありがとうございました。

事務局長 北堀会長、議事進行お疲れさまでございました。委員の皆様におかれましては、慎重審議ありがとうございました。それでは、総会を終了させていただきますので、神田職務代理より閉会のご挨拶を宜しくお願い致します。

職務代理 長時間に渡り、慎重審議をありがとうございました。令和3年第8回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

会 長 はい、お疲れ様でした。

本会議の顛末を記載し、その内容が正確であることを証するため、ここに署名します。

令和3年9月24日

議 長 北 堀 高 茂

署名委員 宮 島 正 重

署名委員 金 井 茂